

広報

あきた

目次

- 1 - 3 地域振興券の交付について
町内会などに花苗とプランター
- 4 久保田城表門の実施設計
- 5 NPOってなに？
- 6 - 7 市役所からのお知らせ / 介護保険Q & A
育児コーナー / 文化団体連盟章
- 8 - 9 情報チャンネル
- 10 ひと / 市長の本の抄々 / おしゃべりかわらばん

毎月第2・第4金曜日発行 No.1451

平成11年 編集発行 秋田市役所広報課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 ☎(863)2222
秋田市ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>



これが秋田市の **地域振興券** です!!

使用期間は3月18日から9月17日まで

今、ちまたで話題の地域振興券。秋田市では、三月十八日から交付を始めます。地域振興券は、政府の緊急経済対策のひとつとして、個人消費の拡大と、地元商店街など地域経済の活性化を目的に交付される一種の商品券です。交付開始日から六か月以内に使わないといけないので、短い期間に消費が拡大し、景気回復に大いに役立つものと期待されています。

地域振興券の交付を受けることができるのは、十五歳以下のお子さんのいる世帯主のかたや、六十五歳以上で一定の条件を満たすかたなど。対象者には二万円分の地域振興券が交付されます。上の写真にある額面千円の券が二十枚です。

地域振興券は、買い物や飲食のほか、理美容、クリーニング、病院、旅行など幅広い用途に使うことができます。

ただし秋田市で発行する地域振興券を使うのは、地域振興券の取扱店として秋田市に登録された市内のお店や事業所に限られます。また、地域振興券だけで買い物などをした場合に釣り銭は支払われず、券の交換や売買もできません。

交付対象者や交付の方法など詳しくは二～三面で紹介しています。地域振興券取扱店の登録の受け付けも始まります。経済対策の一環として実施されるこの事業。みなさんのご理解とご協力をよろしく願います。

【詳しくは二～三面をご覧ください】